

花咲スポーツ公園再整備事業について

1 これまでの取組

	花咲スポーツ公園	東光スポーツ公園	備 考
R6.3	花咲スポーツ公園再整備基本構想 策定		R6.4 月経済建設常任委員会 ・花咲スポーツ公園基本構想の策定について報告
R6.7.10	令和6年度第1回旭川市スポーツ推進審議会 ・花咲スポーツ公園再整備について		
R6.12.23	令和6年度第2回旭川市スポーツ推進審議会 ・花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画(素案)について		R7.1 月経済建設常任委員会 ・花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画(案)に対する意見提出手続きの実施について ・花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート及びヒアリングの実施結果について
R7.1.23～ R7.2.21	花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画(案)に対する意見提出手続き（意見提出9件、6人3団体）		
R7.1.29	花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議 →官民連携手法での実施が妥当（R7.2.6に結果通知、官民連携手法での実施を意志決定）		
R7.3.28	令和6年度第3回旭川市スポーツ推進審議会 ・花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定について	令和6年度第3回 旭川市スポーツ推進審議会 ・東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)の見直しについて	

	花咲スポーツ公園	東光スポーツ公園	備 考
R7.3.31	花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画 策定		R7.4 月経済建設常任委員会 ・花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定について ・花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果について ・東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)の見直しについて
R7.5.15～ R7.6.16		東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)改定案に対する意見提出手続き(意見提出5件、4人)	
R7.7.1		令和7年度第1回旭川市スポーツ推進審議会 ・東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)の改定について	
R7.7.2	花咲スポーツ公園再整備事業 第1回事業者選定委員会 →非保有方式による事業実施は妥当		R7.7月 経済建設常任委員会 ・花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業手法選定の考え方について ・東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)の改定について
R7.7.10		東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)改定	

2 今後の取組

(1) 花咲スポーツ公園再整備事業の事業者選定（事業者選定は令和8年度中を予定）

事業方式を決定した後、公募資料の案を公表する。案に対する事業者との対話やそれを踏まえた選定委員会の意見も踏まえ、公募資料を決定し事業者募集を開始する予定。令和8年度前半にかけて、事業者からの提案内容について審査を行い、優先交渉権者を決定した後、議会の議決を経て事業契約を行う予定。

(2) 花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定（令和7年末までに中間報告をとりまとめ、令和8年度に基本計画策定を予定）

花咲スポーツ公園再整備基本構想と既に策定した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（令和7年3月策定）も踏まえた公園全体の再整備基本計画を策定する。令和7年度は、基本構想において「既存機能見直し検討施設」とされた施設の方向性をとりまとめるとともに、新アリーナと連携した既存施設の維持管理運営のあり方についても整理する。